

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第 6 回「枚方市自立支援協議会」
開 催 日 時	平成 24 年 2 月 2 3 日（木） 14 時 00 分から 16 時 00 分まで
開 催 場 所	枚方市民会館第 3・4 集会室
出 席 者	石川肇会長、長尾祥司副会長、河野和永委員、津田茂樹委員、野川哲也委員、原田かおる委員、松浦武夫委員、幕内彰委員、船曳美穂委員、黒田孝委員、島本義信委員、桑原一章委員、西堀成章委員、山本雅英委員、木村和子委員
欠 席 者	辻史生委員
案 件 名	1. 会長・副会長の選任について 2. 幹事会・専門部会（サービス調整会議、精神障がい者地域生活支援ネットワーク会議）の活動状況について 3. 枚方市障害者計画（第 3 次）・障害福祉計画（第 3 期）案について 4. 6 相談支援センター相談実績報告 5. 障害福祉施策の動向について 6. その他
提出された資料等の 名 称	第 6 回「枚方市自立支援協議会」次第 資料 1 枚方市自立支援協議会幹事会報告 資料 2 枚方市精神障がい者地域生活支援ネットワーク会議報告 資料 3 枚方市障害者計画（第 3 次）・障害福祉計画（第 3 期）案 資料 4 枚方市障害者計画（第 3 次）・障害福祉計画（第 3 期）案 参 考資料 資料 5 6 相談支援センター事業報告 資料 6 障害者自立支援法及び児童福祉法改正等に伴う障害者福祉施 策の変更について 参考資料 第 3 期枚方市自立支援協議会委員名簿
承 認 ・ 決 定 事 項	・会長に石川肇委員、副会長に長尾祥司委員を選任。

会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	1人
所管部署 (事務局)	福祉部 障害福祉室

審 議 内 容

事務局：みなさん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから、第6回「枚方市自立支援協議会」を開催させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、障害福祉室課長の服部と申します。本日は委員が替わられて、第1回目の会議でございます。後ほど、皆様方に会長・副会長の選任をお願いさせていただきますが、それまでの間、私のほうで議事進行を務めさせていただきます。まず、始めに、事務局を代表いたしまして、金沢障害福祉室室長から、ごあいさつさせていただきます。

室 長：みなさま、こんにちは。障害福祉室室長の金沢でございます。本日は、ご多忙の中、第6回「枚方市自立支援協議会」にご出席いただきまして、ありがとうございます。自立支援法の改正によりまして、自立支援協議会の設置が明文化され、障害福祉計画についても意見を聞くこととなるなど、今後その役割は、ますます重要になると考えております。

さて、本市では、平成24年度からスタートいたします障害者計画、障害福祉計画の策定に取り組んでまいりましたが、その策定過程におきまして、本協議会の幹事会でもいろいろとご意見を頂戴してきたところございまして、後ほど計画案についてご報告させていただきます。また、今回の法改正によりまして、来年度から利用者負担や障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化といったことに対応した取り組みを行ってまいります。関係機関におかれましては、ご協力のほどお願い申し上げます。それでは、各案件につきまして、それぞれ委員、ご専門のお立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

事務局：続きまして、本日は、委員改選後、初めての協議会になりますので、各委員のご紹介をさせていただきます。

(順次紹介)

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(順次紹介)

それでは、次に出席状況を報告させていただきます。本協議会は、要綱の規定により、「委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない」と定められています。本協議会委員16名中、本日出席の委員は15名で、都合により1名、辻委員が欠席予定でございます。したがって、本日の協議会が成立していることを報告させていただきます。

お手もとの資料の確認をさせていただきます。事前送付させていただいたもの

と、資料番号がずれておりますので、ご注意いただきたいと思います。また、一部資料の配布が協議会当日になりましたことをご詫言申し上げます。まず一番上にありますのが、本日の次第でございます。次に、「資料1 枚方市自立支援協議会幹事会報告」、「資料2 枚方市精神障がい者地域生活支援ネットワーク会議報告」、「資料3 枚方市障害者計画（第3次）・障害福祉計画（第3期）案」、「資料4 枚方市障害者計画（第3次）・障害福祉計画（第3期）案 参考資料」、「資料5 6相談支援センター事業報告」、「資料6 障害者自立支援法及び児童福祉法改正等にもなう障害福祉施策の変更について」、また、参考資料といたしまして、「第3期枚方市自立支援協議会委員名簿」、以上でございます。資料に過不足はございませんでしょうか。

それでは、次第にしたがい、本日の案件をご説明いたします。

案件1として、「会長・副会長の選任について」、案件2として、「幹事会・専門部会（サービス調整会議、精神障がい者地域生活支援ネットワーク会議）の活動状況について」、案件3として、「枚方市障害者計画（第3次）・障害福祉計画（第3期）案について」、案件4として、「6相談支援センター相談実績報告」、案件5として、「障害福祉施策の動向について」、案件6として、「その他」。以上でございます。

それでは、本日の案件1として、「会長・副会長の選任について」を議題といたします。要綱では、委員の互選によるとなっております。選任方法についていかがでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

今、事務局一任との意見がございましたが、事務局案をご提示させていただくことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

それでは、事務局案としまして、会長には石川肇委員、副会長には長尾祥司委員にご就任いただきたいと思います、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

それでは、本協議会の会長に石川委員、副会長に長尾委員にご就任いただくことになりました。よろしくお祈いします。恐れ入りますが、会長、副会長は前の席にお移りください。

（会長、副会長、前の席に移動）

事務局：ここで、会長・副会長を代表して、石川会長に、ごあいさつをお願いいたします。

会 長：みなさん、こんにちは。ただいま会長に推薦していただきました石川と申します。よろしくお願いいたします。自立支援協議会は、大変、貴重な位置づけになっております。先般、法律が改正され、特に、地域生活に向けて、きちんと施策を推進していくことが明記されています。その中で、特に、相談支援事業の重要性が強調されているように思います。この自立支援協議会でも、相談支援活動が大変に大きな役割を果たしている現実もございます。その中で、ニーズを掘り起こし、障害を持っている方が、地域生活ができるようにサポートしていく役割をこの委員会が担っていくのではないかと考えています。そういう意味でも、各専門の先生方、よろしくお願いいたします。それと、待っている相談、それだけではなく、積極的に地域の中へ、アウトリーチというのでしょうか、ニーズを掘り起こすのが、この自立支援協議会に課せられた責任と 생각합니다。そういうことも含めて、活発な議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。この委員会が、すべての人が地域で安心できる枚方市を作っていく、ひとつの大きな意義、役割を果たせばいいかなと考えていますので、よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。それでは、以後の進行は、石川会長にお願いしたいと思っております。よろしく、お願いいたします。

会 長：それでは、まず、この会議の公開・非公開の取り扱いや、会議録の作成方法について説明していただけますか。

事務局：この会議は、枚方市審議会等の会議の公開に関する規定の第3条に基づいて、従来から原則公開としています。しかし、公開することにより、会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できない等の理由があれば、非公開とすることもできるとされています。つきましては、会議の冒頭で、案件により公開・非公開を決定していただければと考えております。また、会議録の取り扱いについてですが、現在、発言内容は全文に近い要約筆記とし、枚方市ホームページ等でも公開しております。発言した者の表記につきましては、市民からの要望もあり、氏名の特定はいたしません。最初に発言された方からA委員、B委員というように、委員の前にアルファベット表記をつけることとしたいと考えております。例えば、最初に発言されたA委員が3回発言されたとすれば、A委員という表記が会議録に3回出てくることとなりますが、このような取り扱いとすることで、よろしいでしょうか。

会 長：ただいま事務局から説明がありました。委員のみなさん、ご意見、ご質問は、ございませんでしょうか。

(意見の有無を確認)

特にないようですので、会議は、原則通り公開とし、会議録の取り扱いについては事務局のご説明の通りとして、みなさんにご承認いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、本日、傍聴希望の方が1人おられます。本日の案件について傍聴許可を委員の皆さんに諮ります。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは異議なしとのことですので、傍聴を許可します。お入り下さい。

(傍聴者入場)

会 長：それでは、案件2「幹事会・専門部会（サービス調整会議、精神障がい者地域生活支援ネットワーク会議）の活動状況について」、ご説明をお願いします。

A委員：私からは、幹事会、専門部会の今年の活動報告をいたします。資料1「枚方市自立支援協議会幹事会報告」をご覧ください。幹事会は、自立支援協議会の事務局的な役割で、6か所の相談支援事業者の管理者と行政の代表（福祉部長）で構成しています。会議の開催頻度は、毎月1回、定例で行っています。全体でどのような議論をしてきたか、また部会の報告について述べたいと思えます。

まず、始めに、今年度の幹事会では、国＝厚労省や大阪府から出されてくる障害者施策に関連した通知等の分析と必要な検討を行ってきました。特に、一昨年に改正された障害者自立支援法により、対象が発達障害者に拡大されたこと、視覚障害者を対象に新たに制度化された「同行援護」に対する対応などを検討してきました。来年度より自立支援給付を受けるすべての障害者に対し、「サービス計画」の策定が求められます。3年間の経過期間は設けられていますが、今後、相談支援体制の整備が求められることとなります。また、枚方市障福祉計画の見直しに伴い、今後、必要とされる枚方市独自の社会資源の提案を行ってきました。

次に、各部会の報告をいたします。まず相談支援部会ですが、相談支援部会では、介護給付や訓練等給付の支給基準や移動支援（ガイドヘルプ）のマニュアルの見直し作業等を行ってきました。また、相談等を通じて要望の高かった、保護者が就労もしくは疾病等の理由により通学が困難な障害児に対し通学支援を行うために、通学ガイドヘルプの提案を行いました。この制度は、来年度の実施に向けて、現在、教育委員会等を含めて内容の検討を行っています。また、

各支給基準は、厚労省などの動向により変更が生じることや、個別の支給決定に一定の議論を行う機関として、定常会議、部会ではなく、必要に応じてサービス調整会議を設置し、継続的な検討を行っています。

次に、地域移行部会ですが、ここでは、精神障害者で長期入院者の地域移行策の継続検討の必要性から、定常会議として枚方市精神障がい者地域生活支援ネットワーク会議の設置、運営を行っています。これについては、別途、報告いたします。

次に、日中活動部会ですが、日中活動部会では、障害福祉計画等で利用増が見込まれる日中活動の設置促進策として、日中活動育成事業（仮称）を提案し、平成24年度実施に向けて継続検討を行っています。日中活動育成事業は、無認可作業所補助金制度の廃止に伴い、障害当事者や保護者、支援団体等が日中活動の立ち上げを行う際に、有期限で補助を行います。その間に、法人格の取得や自立支援法の新体系事業に必要な体制整備を行い、日中活動の基盤整備の促進を行うものです。

今年度の部会は、相談等から抽出された課題に対し、福祉計画等との関連性も含めて、必要な社会資源（施策）の検討を行ってきました。また、継続的な検討が必要とされることについては、関係機関等を委員として任命し、定常会議の設置を行ってきました。今後は、サービス利用計画策定のための相談支援体制のあり方や、就労促進策検討のための就労支援部会設置の検討を行います。

そのほか、福祉人材の養成ということで、ガイドヘルパー養成研修を行っています。これは、ガイドヘルパーの確保を目的に実施し、来年度も引き続き、車いす、知的コースを実施する予定です。視覚コースは、新しく始まった同行援護が個別給付として始まりますので、それに伴って廃止とします。精神障害のコースは、ガイドヘルプにとどまらず、ホームヘルプの上乗せ研修等と併せて、精神障害者支援者養成研修として再編し、来年度、実施の予定です。幹事会では、以上のことを議論し積極的に施策の提案を行ってきました。

会 長：ただいまの報告についての質問は後にし、続きまして、「精神障がい者地域生活支援ネットワーク会議」の報告について、B委員からお願いいたします。

B委員：それでは、資料2をご覧ください。精神障がい者地域生活支援ネットワーク会議は、定常会議の位置づけで、2か月に一回、奇数月の第4金曜日、2時から4時に開催しています。構成は、枚方地域にある医療機関が3か所、相談支援の事業所、市内で日中活動の場などを持っている団体で、それと相談支援の幹事会が加わっています。今年度に行ったことを資料に書いています。地域移行が一番のテーマですが、加えて、当事者の方々が地域で暮らし続けることを同時

に考えていかないといけないということで、取り組みの中身は、地域移行に限定せずに、関係団体、関係機関でいろいろな論議をしているのが現状です。

まず、去年は、精神障害者に対する理解を促進する啓発活動に取り組もうと、参加団体が合同で取り組むことを検討した結果、枚方市社会福祉協議会が行っている精神保健福祉推進協議会（以下、精推協）の「心のふれあい・ぬくもりネットワーク」の年一回の取り組みに、実行委員を派遣するという形で行いました。また、7月には、精神保健福祉法の改正に向けた厚生労働省ワーキング会議の報告をもとに意見交換を行いました。いま、精神保健福祉法の改正が進められています。その中で、特に、家族の方々から非常にニーズの高い保護者制度の見直し、あるいは入院の形態、任意入院が中心といいながら医療保護入院があったり、任意入院といいながら閉鎖的な処遇が行われていたり、入院の形態、入院制度の見直しについて、枚方保健所長からワーキング会議の報告をしていただきました。それに対して、家族の集まり、セルフヘルプの集まりである「わかちあう会」のお母さん方からいろいろな意見を出していただきました。

それと、去年は、精神障害者の居住の問題、ケアホーム、グループホームの問題を取り上げましたが、今年は、就労に関して、精神の方々にはどんな問題があるのか、それぞれ就労に取り組んでいる団体から資料や意見をいただいて検討したところですが、先ほど言いました合同のイベントですが、11月には“しあわせHOTフェスティバル”に取り組むことができました。この1月は、来年に向けて話し合いをしているところです。それと、これは精神の地域生活支援ネットワーク会議だけではないのですが、研修会の実施ということで、いろいろな相談支援等に関わる職員を対象に、少しでもいい支援ができるように研修会を実施しています。この2月にも行いますが、昨年11月に、長野県の上小圏域で、体制整備コーディネーターを配置することで地域移行を進めているところの具体的な取り組みについて話をさせていただきました。

資料の「振り返って」というところですが、ネットワーク会議としては、丸2年になります。実際に医療機関に入院中の方々の地域移行ということで考えますと、このネットワーク会議で取り上げているケースは3ケースで、これは、医療機関からケースがあがってきたというより、逆に、地域からこの方に関して関わりを持ちたいという形で取り組んでいるケースです。先ほど会長もおっしゃいましたアウトリーチという取り組みです。そういうことを通して、3つの医療機関のうち、2つの病院とは日常的に関わりが持てるようになっていと思います。それと、地域移行のみならず、関係機関がお互いに情報交換など、いい連携をしていくことがネットワーク会議の大きな課題です。今回、合同イベントを共にやったことで、いろいろな立場の人たちと業務を超えた関

係ができたと思っています。就労や居住の問題は、精神障害者のひとつのテーマで、精神ゆえの課題があります。そのあたりの問題を表に出し、施策に結びつけいくことができればと考えています。後は、いろいろな他団体との情報交換、相談支援のみならず、家族の方や当事者の方との情報交換とか、ともに検討することをやっていけたらと思っています。同時に、支援者の質の向上を進めていきたいと思います。市民に向けた啓発活動という点では、昨年、精推協に参加させていただいたのですが、課題は、いかに障害を持っている人たちのことを理解してもらえるか、同時に、自分たちの問題として何をやっていったらいいのか、啓発への取り組みも独自に考えていいのではないかということをして反省会で話したところです。

続いて、「次年度に向けて」ですが、資料をもとに説明させていただきます。まずは、ご存知のように、平成24年から相談支援体制が変わります。今までは、地域移行の取り組みは別途行われていたのですが、市町村の相談支援事業の中の一般相談支援の中に入って、その中で、地域移行、定着支援をやっていくというように変わってきます。いままで都道府県が中心にやっていましたが、これから市町村で独自に仕組みを考えないといけない。そういう状況になりましたので、みなさんの協力をいただかないといけません。そこで、いままではどうだったのかをお話しさせていただこうと思います。

まず図1ですが、これは、大阪府が今まで退院促進、地域移行に取り組んでいたひとつの仕組みを表したものです。大阪府は、まずは運営委員会、これには大精協という大阪の精神病院協会や行政も入っており、要するに、2000年に大阪が人権侵害からスタートした地域移行のシステムです。医療機関と行政で地域の相談支援を含めながら、なんとか進めていこうと、その形を図式化したもので、総まとめの組織が運営委員会です。大阪府のこころの健康総合センターで行われていました。実際の業務の多くを、精神障害者社会復帰促進協会（略称：復帰協）に委託してきました。その復帰協が自立支援員さんの派遣をやっていました。自立支援員さんというのは、病院に入院中の方に同行して地域に外出したり、体験宿泊をしたり、そういう時とともに動く人です。この事業の負担は、圏域の保健所で、保健所内に自立支援促進会議を設置し、その中で対象者の選定や、対象者の方々へのケアマネジメントを進めてきました。実際に地域で動く部隊はどこにあるかというと、大阪は、相談支援事業所や地域活動支援センターI型施設にケアマネジメント従事者を配置してきました。同時に、住まいの確保推進員、これは体験宿泊をするところの支援者です。もうひとつは、退院促進ピアサポーターコーディネーターという事業があります。本体の事業としては、ケアマネジメント従事者を配置した復帰協の自立支援員さんの動きと、相談支援のケアマネさんが動く、この動きが中心ですが、オプ

ション事業として、住まいの確保推進員さんや、退院促進のピアサポーターコーディネート事業があったということです。これで10年以上やってきたのですが、次年度から、大阪は、この運営委員会がなくなります。同時に、復帰協への委託がなくなります。保健所の自立支援促進会議も廃止になります。大阪府は、保健所に、会議はなくなりますから市町村にしっかりやって下さいと、この一年間ずっと言い続けてきたわけです。

それでは図の2を見て下さい。相談支援がどうなっていくかということですが、相談支援の体制が、特定相談支援の事業所と一般相談支援の事業所、子どもさんの相談支援というように編成されます。その中の一般相談支援に地域移行が入ってきます。要するに、地域移行と定着支援をやっていくのが一般相談支援事業者になります。それは大阪府の指定を受けた相談支援の事業者が行っていく形になります。市町村で、この一般相談支援者を含めて地域移行をどのように進めていくか、その仕組みはどうなるかということで、図3を見て下さい。今までの枚方の精神障害者の地域移行プラスαの取り組みは、地域生活支援ネットワーク会議で取り組まれてきました。これは、今まで保健所に自立支援促進会議がありましたので、自立支援促進会議の親会議と実務担当者会議、それと並列した地域生活支援ネットワーク会議として位置づけられます。

一方では、枚方市の自立支援協議会の中の部会と並ぶ定常会議と位置づけられて、大阪府と枚方市の両方に足場があるという形で進んできたわけです。この片方がなくなりますので、これから枚方でどうしていかうかということ、いま検討しているわけです。

次の図3のところです、これから具体的な仕組みに関しては、みなさんに協力していただいてやっていかないといけないのですが、基本的には、大阪の自立支援促進会議に参画しておられたいろいろな関係機関や団体の方々の協力を得ながら、具体的にこの地域生活支援ネットワーク会議の中で、地域移行の取り組みを進める仕組みを検討することになると思います。このあたりは今後の課題になります。それと、もう少し話ししておかないといけないことは、今後、地域移行は、一部個別給付化されていきます。いままで私たちが地域移行に取り組んできた中で、契約をして支援計画を立てる支援のあり方が現実的ではなく、ほとんどが、こちらから掴まえないと、出会うことができないというのが現状です。私たちは、茶話会に行ったり、いろいろやっていますが、そのあたりの動きは個別給付の対象にならない。医療機関とどのような関係を作り、潜在的に埋もれている地域で暮らせる人たちにどうやって会っていくか、個別給付以前の関わりについて、財政的な裏付けも含めて市で検討しないといけないだろうと思っています。少し長くなりましたが報告です。

会 長：ありがとうございました。相談支援の強化と、地域生活の定着が大きなテーマになっています。ただいまのご報告について、ご質問やご意見はございますか。

会 長：私の方から、日中活動について、長尾委員にお伺いします。日中活動育成事業の報告がありましたが、これは、地域活動支援センターの事業を読み替えるということによろしいですか。

A委員：日中活動育成事業は、資料1の裏側ですが、今年度で無認可作業所の補助制度が廃止になるため、地域で日中活動の場を作って、そこで補助を受けて基盤を作っていくというやり方が変わっていくことになります。新体系になろうとすると、法人格を有しているとか、一事業20人以上であるとか、規模の大きなものを作らないといけません。それを作るのは非常に難しいということで、育成的な補助をしながら新体系移行の準備を促していくのがこの事業のねらいです。内容は、地域活動支援センター、まず一定期間、無認可でも補助を行っていくことと、その期間を過ぎたところで法人格を取得し、財源的に地域活動支援センター事業の補助金を使った委託事業になるのですが、無認可の時は市単独の補助、それ以降は、法人格を有するか、もしくは一定の配置基準を満たす期間については地域活動支援センターの規模に応じた補助をする。グループでの活動を育成しながら段階的に整備をして、新体系事業に移行してもらうのが目的です。

会 長：ほかにはございませんか。

C委員：退院促進は、去年まで大阪府も取り組んでいて、ピアサポーターさんが病院内に来られ、成果があったと思うのですが、これから市がやっていくわけですが、その場合、ピアサポーターの位置づけはどうなるのですか。

会 長：B委員、そのあたりは、いかがお考えですか。事務局に聞いた方がいいでしょうか。

B委員：地域移行推進員さんたち、それはピアサポーターさんも含めて、具体的に動いていく人たちに関して、一方では個別給付として位置づけられます。もうひとつは、茶話会のような活動は補助金事業の対象としてある程度続くのではないかと考えていますが、まだ漠然とした話で予算もついていません。大阪府の予算が、わずかですが、補助金事業としてついているので、それを活かしてピアさんの動きは継続しないといけないと思っています。

会 長：よろしいでしょうか。

会 長：もう一度、C委員、どうぞ。

C委員：なんらかの形で続くということでしょうか。始めに、大阪府から依頼された時、ピアサポーター、大阪府、枚方市、4団体に依頼されたと思います。でも、ほぼ、陽だまりの会からしか出ていなくて、それですっと来ていました。体調を崩す人もいて、なかなかピアサポーターの動きが出来ていないときもありましたが、4法人ありながら、なぜ今まで他の事業所から出ていなかったのか、他の事業所にもピアサポーターになる潜在能力のある人はいると思いますが、職員さんが後押しをできていたかどうか、疑問があるのですが。

会 長：B委員いかがでしょうか。厳しいご指摘ですが。

B委員：ピアサポーター事業は、大阪府下では、いま8つの地域で8つの団体が受けています。枚方では、陽だまりの会が委託を受けているのですが、活動していただくのは、すべての法人の当事者の方ということで始まりました。ただ、運営は難しく、他の法人におられる方に動いていただくためには、その職員さんとうまく連携しないとイケません。その方がどういう方なのか、実際のところ、タイムリーに動いていただくのが難しく、なかなか出来ていません。そのあたりは、今後、考えないといけないのですが、すべての団体が、地域移行を課題として取り組んでくれるかどうか、それがあります。

会 長：よろしいでしょうか。ほかに、ご質問やご意見はございませんか。

会 長：後でもご意見を伺う機会がありますので、次の案件に移りたいと思います。
案件3「枚方市障害者計画（第3次）・障害福祉計画（第3期）案について」ご説明していただきたいと思います。

事務局：それでは、「枚方市障害者計画（第3次）・障害福祉計画（第3期）案」についてご説明します。資料3をご覧ください。まず、目次をご覧ください。本計画は6章立ての構成としております。第1章といたしまして、計画の策定にあたって。以下、順次、第2章 枚方市の現状。第3章 基本理念と基本目標。第4章 施策の基本的な方向と取り組み。第5章 障害福祉計画（第3期）。第6章 計画の推進体制及び進行管理。最後に「資料編」としております。

第1章計画の策定にあたって、第1節背景及び趣旨についてご説明いたします。2頁をご覧ください。本市では、障害者基本法に基づく計画として、平成8年度策定の「枚方市障害者基本計画」、平成15年度に策定しました現在の「枚方市障害者計画」の2つの計画が既に存在することから、平成24年度以降の次期計画につきましては「枚方市障害者計画(第3次)」としております。また、現行計画の計画期間である平成15年度以降、我が国の障害者福祉施策は大きな変革期を迎えることとなりました。従来の措置制度から利用契約制度への変更。また、平成18年度には、障害者自立支援法の施行がなされ、それまでの応能負担から応益負担の考え方が導入されました。その後、障害者自立支援法も平成25年8月までに廃止することが閣議決定され、(仮称)障がい者総合福祉法が施行される予定となっております。平成22年には、いわゆる「つなぎ法」成立による障害者自立支援法等の改正、また、平成23年には、障害者虐待防止法の制定や、障害者基本法の改正も行われたところです。障害者計画第3次につきましては、こうした動向を見据えながら、本計画の基本理念に沿って策定していくものです。

4ページをご覧ください。第2節「計画の位置づけと計画期間」についてでございます。枚方市障害者計画につきましては、障害者基本法第11条第3項に定める障害者基本計画であり、障害福祉サービスやまちづくりなど障害者施策全般に関する目標及び目標を達成するための方策を体系的に示すものでございます。また、枚方市障害福祉計画につきましては、障害者自立支援法第88条に基づき、障害者自立支援法の規定する障害福祉サービス及び地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向を示すこととしており、障害者計画が障害福祉計画を包含する形で策定をいたします。また、国、府の計画や枚方市総合計画等の本市の関連計画との整合も図って策定をいたします。計画期間については、枚方市障害者計画については平成24年度からの10年間の計画期間とし、概ね中間年に見直すこととしております。障害福祉計画は1期3年と定められており、平成24年度から26年度の3か年を計画期間といたします。

6ページをご覧ください。第3節「策定体制」についてですが、策定に至った過程等について記載することとしております。まず、「枚方市障害者施策推進協議会での審議」。障害者基本法第11条第6項で、市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たり、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあつては、その意見を聞かなければならないとされています。本市の障害者施策推進協議会においても、次期計画の策定について、昨年度から継続して審議していただいております。

続きまして、「枚方市自立支援協議会での審議」。本計画は、障害福祉計画を障害者計画が包含する形で一体的に作成しています。平成24年度において改

正施行されます障害者自立支援法では、障害福祉計画作成にあたり、地域自立支援協議会の意見を聴かなければならないとされたところであり、改正の趣旨を踏まえ「枚方市自立支援協議会」の幹事会で計画案をご審議いただいたものです。

続きまして「アンケートの実施」、そして「市民や障害者関連団体に対する懇談会の実施」です。手帳所持者を対象として、ライフステージ別のアンケート調査を、昨年1月に実施し、2月には障害福祉サービス事業者を対象としたアンケート調査を実施いたしました。また、6月から7月にかけては障害者関係団体アンケート調査及び市民及び関係団体との懇談会を実施いたしました。これらのアンケート調査及び懇談会の詳細、及びいただきましたご意見などについては、巻末の資料編に掲載しており、ご意見の内、特徴的な事項につきましては、計画案の第4章の中で掲載、引用しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

「パブリックコメント、市民意見交換会の実施」ですが、パブリックコメントについては、12月22日から1月13日までの間実施いたしました。市民意見交換会については、1月6日から13日の間で計5回開催いたしました。この詳細につきましても巻末資料に掲載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、第2章「枚方市の現状」第1節「障害者・児の現状」についてでございます。8ページにおいて、本市の障害者手帳所持者の状況について記載しております。9ページ以下、各手帳所持者の等級別内訳などについて記載しております。

11ページをご覧ください。今後の見込みについて記載しております。本市の人口は、今後ほぼ横ばいで推移すると見込まれますが、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、いずれも近年増加する傾向にあり、今後もこの傾向は続く見込んでおります。

続きまして、第3章基本理念と基本目標についてご説明します。14ページをご覧ください。第1節基本理念についてです。これにつきましては、本日の資料4「枚方市障害者計画（第3次）・障害福祉計画（第3期）参考資料」のうち、「参考資料1.『基本理念と基本目標』概要」もあわせてご覧いただきたいと思います。現行の計画基本理念は2本の柱となっており、ひとつは障害のある人が、障害のない人と同じように、地域の中で自立して生活できるようにします。もうひとつは、障害者が、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できるようにします。とあります。この基本理念は昭和50年、1975年の12月に国連総会で決議されました、障害者の権利宣

言を出典として、引用し解釈を加えているものでございます。枚方市障害者計画（第3次）においても、この基本理念を継承してまいりますが、一点、文言に字句修正をいたしました。ふたつめの理念について、現行計画では、「障害者が市民社会の一員として」とあるところを、ひとつめと同じく「障害のある人」と表現を変えております。また、この基本理念に沿って、障害者の病院、施設からの地域移行について記載しております。資料3、計画案の15ページの部分です。本計画の基本理念について具体的に実践、実行していくために、障害者の地域移行を促進するための施策のみならず、住み慣れた地域で住み続けるための支援方法、施策について、第4章の中のそれぞれの施策の中で記載していくこととしているものです。

16ページの第2節、基本目標をご覧ください。各種アンケート調査や懇談会から見えてきた課題、国の法改正の内容・方向性、そして現行障害者計画の総括見込みを行い、それぞれの課題を抽出いたしました。その内容について6つの総合課題としてまとめ、これに対応する形で、次期計画の6つの基本目標を提示しております。さらにそれぞれの基本目標につきまして、取り組むべき内容を示しております。

続いて、17ページをご覧ください。第3節、施策体系でございます。先ほどの基本目標の下に、目標を達成するための基本方向を示し、さらに基本方向に沿って取り組むべき内容を施策として体系化しております。

続きまして、第4章「施策の基本的な方向と取り組み」についてご説明します。20ページからとなります。さきほど第3章でご説明させていただいた「施策体系」に沿う形で、6つの基本目標の中の各基本方向ごとに、「現状と課題」、「施策の基本的な方向」、「施策」をおいており、施策ごとの取り組み及び所管課を記載しております。

各項目の内容について、順を追ってご説明したいと思いますが、説明にあたっては、資料4の参考資料2が「第4章『施策の基本的な方向と取り組み』概要」となっておりますので、そちらをご覧くださいと思います。時間の都合もございますので、各節の基本方向ごとの「施策の基本的な方向」の内容のご紹介をさせていただき、その他の部分については、ご参照いただきたいと思います。

「第1節 市民啓発及び地域との交流の推進」では、基本方向としまして「1 多様な啓発の推進」、「2 ボランティア及び交流活動」をおいております。「1 多様な啓発の推進」の「施策の基本的な方向」としましては、「市民一人ひとりが、障害や障害者について正しい理解や認識を持てるよう、関係団体・機関等と協力し、市民や各種団体等への広報・啓発を展開します。」としております。

「2 ボランティア及び交流活動」の「施策の基本的な方向」としましては、「地域福祉活動やボランティア活動の充実と活性化を支援し、障害のある人が安心して暮らせる、身近な支援がある環境づくりをめざします。また、地域における交流の機会と、身近な交流拠点の充実を図り、すべての人が地域社会に参加できるまちづくりに努めます。」としております。

続きまして、「第2節 障害者が安心できるまちづくり」でございます。基本方向としましては「1 福祉のまちづくり」「2 住環境」「3 災害時要援護者対策」をおいております。「施策の基本的な方向」としましては、「1 福祉のまちづくり」については、「「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「大阪府福祉のまちづくり条例」及び「枚方市交通バリアフリー基本構想」等を基に、引き続き障害者が住みよいまちづくりを進めます。ユニバーサルデザインの考えに基づいて、関係機関や団体、事業者、地域と連携を図りながら、公共施設、歩行空間、交通・道路などの環境づくりを進めます。」としております。

「2 住環境」については、「障害者の地域生活の支援の場としてのグループホーム・ケアホームの整備を促進するとともに、障害者のニーズ対応した住宅の確保と整備に努め、住環境の改善を図ります。」としております。

続いて、「3 災害時要援護者対策」については、「日頃から障害者、家族やサービス事業者の防災意識の高揚を促すとともに、災害時要援護者の把握を進めます。また、災害時要援護者の避難誘導やその後の避難生活における支援を含む自主防災活動が地域で迅速に行われるよう、地域ぐるみでの日頃の見守り、避難協力体制の確立を図ります。」としております。

続きまして、「第3節 障害児施策の充実」についてです。基本方向としましては、「1 保育・療育の充実」「2 学校教育と進路指導」「3 休日、放課後、長期休暇中の支援」の3つをおいております。「施策の基本的な方向」としましては、「1 保育・療育の充実」については、「乳幼児健康診査を通じて障害の早期発見・早期対応に努めます。障害のある子どもが地域の中で健やかに育つために、障害のない子どもと共に成長できるよう配慮するとともに、一人ひとりの障害の状況に応じた保育、就学前教育を行うよう努めます。また、療育事業の充実に努めるとともに、関係機関の連携によって支援体制の充実を図り、発達障害のある子どもへの支援体制を強化します。」としております。

「2 学校教育と進路指導」については、「地域で共に学ぶ学校教育を推進するとともに、障害のあるすべての子どもを対象に、障害の種別や個人の状況に応じた適切な教育及び卒業後の進路指導を行います。」としております。

「3 休日、放課後、長期休暇中の支援」につきましては、「放課後等デイサービス及び日中一時支援事業の事業者の確保等によって、休日、放課後や長期

休暇における障害のある子どもの受け入れ体制の拡充を図ります。また、留守家庭児童会室において、5・6年生の障害のある子どもの受け入れを継続します。」としております。

続きまして、「第4節 生涯を通じて安心できるサービスの確保と提供」でございます。基本方向としましては、「1 地域生活への支援サービス」「2 保健・医療」の二つをしております。「施策の基本的な方向」につきましては、「1 地域生活への支援サービス」では、「障害者が安心して地域で暮らすために必要なサービス基盤の確保を図るとともに、必要な人が必要な時に十分なサービスが受けられるよう、情報提供と柔軟なサービス提供体制をめざします。また、サービス内容や人材の質の向上を図ります。」としております。

「2 保健・医療」につきましては、「障害者やその家族の実情に応じた保健事業を拡充します。また日常的にケアを必要とする障害者に対して、総合的な支援策を展開するために、医療機関との連携をさらに進めていきます。」としております。

続きまして、「第5節 社会参加の促進と就労支援の充実」でございます。基本方向としましては、「1 一般就労への支援」「2 就労に向けた支援と福祉的就労の環境整備」「3 多様な学習や余暇活動への支援」の3つをしております。「施策の基本的な方向」としましては、「1 一般就労への支援」では、「ハローワーク枚方、枚方市障害者就業・生活支援センターや市内の障害福祉サービス事業者等と連携して、「庁舎内実習」をはじめ、一般企業等における職場実習等の機会を拡大するとともに、「障害者合同就職面接会」を実施して、障害者の雇用機会の創出に取り組みます。また、枚方市障害者就業・生活支援センターを軸として、就労相談や職場定着支援等の一般就労に向けた相談・支援体制の充実に取り組みるとともに、障害者の雇用について、一般企業等への啓発に努めます。」としております。

「2 就労に向けた支援と福祉的就労の環境整備」については、「就労移行支援や就労継続支援等の日中活動系サービスでは、就労に向けた計画的な訓練や指導、企業における実習等を実施し、利用者ニーズに応じた就労支援を推進します。また、市の施設を活用して、授産品の販売機会、就労の場を設けるなど、販路開拓、販売拡大をとおした工賃水準の引き上げのための支援に取り組みます。」としております。

「3 多様な学習や余暇活動への支援」については、「障害者の学習の場を提供するとともに、文化・芸術イベント、スポーツ・レクリエーションへの参加機会を確保し、地域の人々との交流、相互理解の促進を図ります。」としております。

続きまして、「第6節 身近でわかりやすい相談窓口の充実ときめ細かな情報

提供」でございます。基本方向としまして「1 相談・支援体制」「2 権利擁護の推進」をおいております。「施策の基本的な方向」につきましては、「1 相談・支援体制」では、「相談支援センターについては、障害の種別に関わらずセンター間の連携の機能強化を行います。障害者に適切なアドバイスや情報提供ができるよう相談支援を担う人材の資質向上に努め、より専門的な相談ができるよう、さらに体制を整えます。」としております。

「2 権利擁護の推進」については、「障害のある人にとって権利擁護のシステムが効果的に機能するように取り組みます。また、障害のある人や家族が各種制度や事業を知り、必要な支援や虐待防止に結びつくよう広報に努めます。」としております。以上で、第4章の説明を終わらせていただきます。

次に、第5章「枚方市障害福祉計画（第3期）」についてご説明いたします。65ページをご覧ください。「1 「枚方市障害福祉計画（第3期）」の位置づけと計画期間」についてでございます。本計画は障害者自立支援法第88条の規定に基づき、「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、障害者自立支援法に基づくサービスの見込み量及び整備の目標を定めるものです。障害福祉計画の策定にあたっては、国から示される「基本指針」及び大阪府の「基本的な考え方」と整合性を図りながら行うこととなっております。

次に、「2 基本指針及び府の考え方に基づく、平成26年度の数値目標」について、65ページから67ページにかけ6つの指標を記載しております。現行の障害福祉計画（第2期）と比較

しまして、就労支援をより強化する観点から、（4）就労移行支援事業の利用者数～（6）就労継続支援（B型）事業所における平均工賃額までの3つの指標が、今回新たに追加されています。また、第2期計画では「入院中の精神障害者の地域生活への移行」の数値目標を記載しておりましたが、都道府県計画において目標を定めるものとされ、今回は削除しております。

次に、68ページから69ページにかけて、「3 障害者自立支援法によるサービス体系」について記載しております。69ページに図がありますが、市町村で提供するサービスとしましては、障害者自立支援法に規定され、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の実情に応じて市町村などが独自に実施する「地域生活支援事業」に大別されます。その中でも、「自立支援給付」でいえば「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「同行援護」など、「地域生活支援事業」でいえば「相談支援事業」、「コミュニケーション支援事業」など、サービスが分かれており、そのそれぞれにおいて利用見込みと整備の方向を定めていくこととなります。

69ページから79ページにかけて、「4 障害福祉サービスの利用見込みと

整備の方向」、「5 地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向」としまして、各年度の見込み量及び整備の方向性を記載しております。見込み方としましては、基本的には、これまでの実績をベースに、新規利用者の見込みや事業所の増加見込みなどを勘案して目標数値を設定しております。

第2期計画からの主要な変更点としましては、69～70ページにかけての訪問系サービスの部分、及び77ページの移動支援事業の部分について、23年10月から新規で「同行援護」という視覚障害者の移動支援のサービスができたことから、従来の移動支援事業を利用していた視覚障害者が、「同行援護」の利用へ移行することを見込んで見込み量を設定しております。

また、73ページの「(5) 相談支援」の中で、「計画相談支援」については、第2期計画で「サービス利用計画作成」としていたものから制度変更となり、見込み量を大幅に増やしています。また、「地域移行支援」及び「地域定着支援」については、24年度からの新規のサービスとして、今回追加で記載をしております。

また、75ページの「(1) 相談支援事業」の中の「成年後見制度利用支援事業」につきまして、法改正により、平成24年度より地域生活支援事業の中の必須事業とされたため、従来から、市の単独事業として実施していましたものを、障害者自立支援法上の地域生活支援事業として位置づけ、今回新規で記載したものです。

続きまして、80ページ「6 障害児支援サービスの利用見込みと整備の方向」についてでございます。24年4月からの児童福祉法の改正により、従来都道府県で実施されていた障害児にたいする通所系サービス及び相談支援が、24年度より市町村事業となります。78ページの図でいいますと、大きな矢印の下、「新体系（平成24年4月～）」の「障害児通所支援」とある部分です。この部分についても、障害福祉計画で整備の見込み量を設定することとされているため、今回新規で記載をしております。

次に、83ページ、「7 障害者虐待の防止に向けた体制整備」についてですが、昨年「障害者虐待防止法」が成立し、24年10月より、市町村に「障害者虐待防止センター」を設置することが義務付けられたことから、障害福祉計画についても、その整備について新規で記載をしております。

84ページから89ページについては、【参考】としまして、現行の障害福祉計画（第2期）の達成状況について記載しておりますので、ご参照いただきたいと思っております。

以上で、第5章の説明を終わらせていただきます。第2期計画からの変更点につきましては、参考資料3にまとめてありますので、またご参照ください。なお、障害福祉計画の見込み量については、3月に大阪府との協議が予定され

ており、内容が変更となる可能性もございます。

次に、「第6章 計画の推進体制及び進行管理」について説明させていただきます。

91ページから92ページにかけて記載しておりますが、「1. 計画の推進体制」としましては、市が主体となり、国、府等の行政機関との連携を図るとともに、広く市民や関係団体等の協力を得ながら、施策の総合的、効果的な推進を図るとしております。

また、「2. 計画の進行管理」としましては、枚方市障害者施策推進協議会によって進捗管理・評価を行うとともに、庁内においても各施策の進捗状況を自己管理・評価し、計画の適正な進行管理を図ることとしております。

最後に、資料編について、93ページ以降に掲載しております。

資料編の内容としましては、「1 計画策定の経過」、「2 枚方市障害者施策推進協議会委員名簿」、「3 枚方市自立支援協議会委員名簿」、「4 計画策定に係るアンケート調査等の実施概要と結果」、最後に、用語説明となっておりますので、またご参照いただきたいと思っております。以上で、説明を終わらせていただきます。

会長：ありがとうございました。膨大な量のご説明でしたけれども、先ほどの説明の中で、障害福祉計画の作成については自立支援協議会の意見を聞かなければならないというご説明がありました。策定にあたっては、前の自立支援協議会で、幹事会のほうで意見を聞いておりますので、今回はご質問という形で伺いたいと思っております。なにかご質問があれば、どうぞ発言していただきたいと思っております。

C委員：参考資料の4ページに、就労に向けた支援と福祉的就労の環境整備について書かれています。市の施設を活用して、とあるのは市役所のことと思いますが、市の職員に対する障害者の理解について、啓発活動は定期的に行われていますか。それと、私はピアとして外出支援をしていますが、結構、運動をしたいという人がいます。渚体育館と総合体育館は、障害者割引が利くのですが、メセナひらかたは、私も利用者さんに行って初めて知りましたが、障害者割引が利きません。渚体育館と総合体育館は交通の便が悪く、メセナひらかたは駅から近いです。実際に行ってみると、知的障害の方で、ガイドヘルパー同伴で運動している方もおられます。そういう方たちのためにも、これは要望になりますが、メセナひらかたのトレーニングジムが割引で利用できるようにフォローしていただきたいと思っております。

会 長：二つご質問があったと思います。一点は、市役所職員に対する障害者の啓発研修の取り組みはどうかということ、それから要望ですが、メセナひらかたなどで割引制度があれば障害者の方の地域活動がより活発になるのではないかと思います。事務局からお願いいたします。

事務局：計画案の23ページをご覧ください。第一節「市民啓発及び地域との交流の推進」の施策の一つでございますが、「多様な啓発の推進」の中で職員研修の実施を挙げており、ここに書いておりますように、人権や障害について現在もやっております。また職員研修の中で、障害者の事業所に出向かせていただいて実習を行ったり、手話の研修を実施する取り組みを行っており、今後も継続して積極的に行っていく予定で計画に謳っております。

事務局：あともう一点ですが、障害者の庁舎内実習を実施しております。こうした実習を取り組むことで、職員も障害のある方と一緒に働く機会を設けて更なる理解の促進、啓発につなげております。

会 長：二点目のメセナひらかたの割引については、事務局でお答えできる内容でしょうか。

事務局：おそらく、メセナひらかたのトレーニングルームのことをおっしゃっていると思います。障害者の方に対する割引がないということだと思いますので、ご要望として承り、関係部署に伝えておきたいと思います。

会 長：よろしいでしょうか。他にご質問はありませんか。

D委員：せっかくの機会なので質問させていただきます。65ページの中に、入所施設からの地域移行の問題が出ています。先ほど、河野委員から精神障害の方の積極的な取り組みの報告がありましたが、知的や身体の方の施設からの地域移行も同じように求められると思います。精神の方は説明がありましたが、知的や身体の方について、今後はどのように並行して進められるのか、お聞きしたいと思います。それから65ページの数字の読み方ですが、地域移行者数が105人求められていて、削減数は施設入所者が40人になっています。地域移行とともに逆に施設移行も含められていると思うのですが、施設移行は対策を練って、できるだけ削減していかなくてはいけないと思います。私も枚方市障害福祉サービス事業者連絡会に出ていますが、親の高齢化に伴って在宅生活の介

護に大きな課題が出ています。この計画では、安心出来る地域作りとして、グループホームやケアホームも含めて考えていかれると思うのですが、もちろん独居の自立形態もあるかと思いますが、そのあたりについて教えて欲しいと思います。よろしくお願いします。

会 長：73ページの居住系サービスに、グループホームやケアホームが含まれていますが、もう少し補足的に事務局から説明をお願いいたします。

事務局：障害福祉計画の73ページをご覧くださいと、中頃に「整備の方向」がありますが、「障害者が自ら生活の場を選択し、地域で住み続けられるように、共同生活介護、共同生活援助の設置を促進するため、事業者に対する支援を講じるなど、その整備に努め拡充する」と述べています。住環境の現状と検討課題については31ページをご覧ください。「施設入所者や退院可能な精神障害者の地域移行を促進していくためにも、また在宅の障害者についても「親なき後」を見据え、親からの早期自立を視野に入れ、グループホームやケアホームの増設に努めていく必要があります。また障害の重い人や医療的ケアの必要な人等も利用できるケアホームの整備についても検討していくことが必要です」と述べています。

会 長：よろしいでしょうか。自立支援協議会には地域移行部会がありますが、精神障害者に限らず、他の障害の方も含めた地域移行を検討する部会になっていますので、そこでの活発な議論がこれからも継続されるということだと思います。他に、ご意見やご質問はございませんか。

E委員：はじめまして。今の件に関わってくるかどうかわかりませんが、地域移行は、現在、親元に住まわれている方が対象になっているのでしょうか。私は、中途障害者なので入院生活から地域に住むことになりましたが、入院生活から地域に住むこと自体が難しいわけです。途中でどこかへ行きなさいと、転院するか、それとも在宅にするかを迫られました。その時点で、どこにも相談できる場所がありませんでした。私は、大阪頸椎損傷者連絡会に所属しており、病院などでセルフケアについて話をさせていただくことがありますが、退院を来月に迫られ、転院先を探してこいと言われていたりとか、いまは家に帰れる状態ではないのに、帰りなさいと言われていたりとか、実際そのような声を耳にします。こんな場合、どこに相談すればいいのか、すごくネックになっています。私たちの会では、精一杯、転院先まで追いかけていますが、もう追いかけていけないところまで行かれますと、その後は消息不明という形で、どうなられたのかわ

からないということがあります。入院されている方なので、枚方市民の方かどうかかわからないという状況もありますが、そういう方はどこに相談したらいいのか、相談できるような体制が実際あるのかどうか、あればそのようなところを紹介してあげられるのですが、そのあたりのところをお聞かせいただけたらと思います。

会 長：どなたに伺えばいいのでしょうか。F委員はソーシャルワーカーとして退院を目の前にした方のサポートをされていると思いますが、いまのご質問に対する事例はどうでしょうか。取り組みの内容について、ご説明していただけたらありがたいのですが。

F委員：そうですね。私は、現在その仕事に所属しております。サポート体制の現状は違うと思いますが、医療機関には相談できる窓口があります。私のいる病院の場合ですと、脊髄損傷の患者さんの転院先が見つかるかどうか、現状は、どちらかという制度に合わせた退院支援になっております。思うような支援ができないといった悩みが医療機関の中にはあるかと思えます。

会 長：一時的には医療機関のソーシャルワーカーに相談し、その相談室から行政につながり、事業者につなげるなり、そのような展開でいいのでしょうか。

F委員：ご自宅に帰られる場合の支援制度は、障害福祉の窓口になるかと思えます。

会 長：行政的なバックアップは、現状ではどうなっているのでしょうか。

事務局：いまF委員にご説明いただいたような流れになっており、病院からの相談ということで、在宅生活に近い場合、福祉でお使いいただける制度の紹介や手続きのご案内をします。退院が間近になると、ケースワーカー等とカンファレンスを開きながら、安定した介護の提供などについて話し合いをさせてもらい、そして在宅生活という流れになっています。

会 長：E委員、よろしいでしょうか。他にご質問はございますか。

会 長：G委員、どうぞ。

G委員：いま、グループホームにいるのですが、一人暮らしをして、ホームヘルパーを使いたいのですが、どうすればいいのでしょうか。

会 長：グループホームを出て一人暮らしをしたい、ヘルパーをたくさん使って自立生活をしたいというご要望で、それをどうやって実現していくかということだと思いますが、A委員、どう思われますか。

A委員：計画の中では、グループホームやケアホームの設置が謳われているわけですが、それを作ると同時に、グループホームやケアホームを出て地域で一人暮らしをすることにも取り組んでいかななくてはならないと思います。そうした相談を受ける支援センターや日中活動をしておられるところと連携をして、どんな支援やサービスが必要になるか、個別に相談しながらあるべき支援のあり方を考えていく必要があると思います。すでに模索されていると思いますが、今後、計画を立てていく中で、G委員が言われたような要望に応じていくことが必要だと思います。来年度以降は、個別の支援計画を立てて支援していくことが基本になりますので、支援センター等と連携しながら具体化していくことになると思います。

会 長：これからはサービスを受ける時のサービス計画が作られていきます。G委員に限らず、どんな方もこういう生活がしたいという思いを伝えられること、それが実現できるようにサポートしていくこと、それが大事ではないかと思います。前回の自立支援協議会でも、グループホームが地域生活としていいのだと考えられているけれども、実は当事者から言わせるとグループホームも窮屈で、一人で暮らしたいのだというご意見があったことを思い出しました。地域生活は他人同士で暮らすことも大事だけれども、やはり、自分一人の生活で生きていくということも大事ではないかと思つづく思いましたので、それが実現できる枚方市になりたいと思います。

会 長：では、次の案件にいかせていただきますが、よろしいでしょうか。
案件4「6相談支援センター相談実績報告」を、H委員にお願いします。

H委員：6相談支援センターから事業報告をさせていただきます。この事業報告は、平成22年度の総括で国から示されたものを利用し、6支援センターそれぞれに統計をとったものをまとめたものです。各支援センター別の相談人数・方法・内容について、3ページから8ページに記載していますので、また目を通して下さい。

9ページをご覧下さい。相談支援を利用している障害者等の人数および内訳

です。

平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）相談支援を利用している障害者等の人数は、3障害あわせて913人です。これは、昨年度より約30人の増となっています。今年度の新規利用者は、232人で、昨年より約50人の増となっています。また、昨年、児童の相談件数は全体でも23人でしたが、22年度は、全体で39人と増加しています。

相談の人数が最も多いのは、精神障害者522人で、全体の47.8%となっています。次に、知的障害者22.8%、身体障害者19.6%、発達障害者3.8%、高次脳機能障害1%、重度心身障害者の順となっています。その他は、障害種別不明者や障害手帳を所持しておられない人等です。精神障害者の利用が増加しており、相談のニーズの高さが伺えます。20年度頃より徐々に発達障害及び高次脳機能障害の方からの相談が増加傾向にあり、22年度においても発達障害者は41人で20人増、高次脳機能障害は17人で4人程度増加しています。1の実人数913人に対して2の障害別内訳人数は1091人となっており、重複障害の利用者が多いことがわかります。身体障害者において、21年度と同様、肢体不自由の人は制度利用など一見的な相談が主で、その内容は福祉サービスの利用等に関するものがほとんどです。視覚障害者は継続的に利用している人が比較的多いです。また、聴覚障害者の相談支援は、生活全般に関わることが多く、通訳としての役割も担っている場合がほとんどです。知的障害者及び精神障害者においては、継続利用が多い傾向となっています。また、相談者については、知的障害児は、そのほとんどが家族であり、関係機関として学校からの相談もありました。知的障害者は、当事者およびその家族からで、徐々に当事者の相談件数が増えてきています。精神障害者や身体障害者は当事者の相談が主ですが、精神障害者については、当事者の子どもの障害についての相談等もあります。高次脳機能障害者については、当事者と家族やヘルパー等の支援者をとおしての相談もありました。

次に10ページの支援方法です。電話による相談件数が4,478件で47.2%と最も多く、次に来所相談が2,362件で24.9%、関係機関が673件で7.1%、訪問が644件で6.8%、同行559件で5.9%、電子メール404件で3%、個別支援会議245件で2.6%となっています。昨年に比べて、来所やメールが大幅に増えています。個別支援会議も100ケースほど増えています。「その他」についての内容は、例えば当事者就労中や不在中に市役所の手続きに行く等の当事者の代行業務、認定調査に行った際に相談される、セミナーや講演会の際に相談される等です。訪問は、ひとり暮らしや発達障害に絡むひきこもりの方への支援や状況の確認、精神障害者については、退院後の生

活支援や就労した人への継続支援が多くありました。また、相談の実人数に対して相談件数が増えているセンターが多く、継続事例が多くなっています。同行については、一人暮らしの人の様々な手続きで市役所へ、就職の悩みでハローワークへ、成年後見のことについての手続きで家庭裁判所や弁護士事務所へ、年金の件で社会保険庁へ、通院、ショートステイ先、日中の活動の場への見学のための同行等、多岐におよんでいます。

次11ページの支援内容です。支援内容については、12項目あります。項目ごとの相談内容については、詳細を12ページから19ページに記載していますので、また、後ほどご覧ください。最も多かったのは、不安の解消・情緒安定に関する支援22.6%、福祉サービスの利用援助に関する支援21.7%、家族関係・人間関係に関する支援11.9%、生活技術に関する支援9%、就労に関する支援とグラフの通りです。

21ページをご覧ください。相談の多い順に記載しています。

「不安の解消・情緒安定に関する支援」については、不安の対象がなく、漠然とした不安の傾聴にある場合としました。内容は、常に不安を感じている人への継続的支援及び情報提供、災害時についての障害者ゆえの不安について、1人暮らしの寂しさからの不安の相談等です。

第2の「福祉サービスの利用等に関する支援」では、制度説明や情報提供だけでなく申請の手続き等に同行する支援も含まれています。また、退院後の生活のこと、日中活動場所のこと、自宅から離れての生活の場のこと等、進路や生活のことに関する相談も多くありました。精神障害者においては、病院のケースワーカーから入院中の患者のケアホーム見学希望の相談も多くありました。就労希望の発達障害者の相談を受け、精神障害者手帳の取得をし、就労支援施設につないだこと、長期在宅生活者を日中活動場所につないだこと、ホームヘルパーの訪問の調整やコーディネート等さまざまな支援を行いました。

第3の「家族関係・人間関係に関する支援」については、当事者間の人間関係についての相談等が最も多くあり、知的障害者については、男女交際や友人とのメールのやり取り、金銭の貸し借り等についての相談も多くありました。また、近隣住民とのコミュニケーショントラブルに関する支援やコミュニケーション障害のある発達障害者の対人関係支援を個別相談及びグループワークを通して行ないました。

第4の「生活技術に関する支援」については、エコポイントの申請手続き、郵便物、書類の内容の把握の支援、交通機関利用が出来るよう同行支援、長期入浴をしない人への支援、災害時の避難用具についての説明、宗教の勧誘についての断り方、長期入院にとの伴う自宅引き払いの支援等です。

第5の「健康・医療に関する支援」については、歯科治療が必要であるが一般病院での治療が困難な人からの相談支援、熱中症の予防、入院手続きの支援等です。

第6の「就労に関する支援」は、就労に結びつくように実習や職場との調整を行い、その後の定着支援も続けて行っています。相談は多いですが、なかなか結果に結びつかず、就労希望者増加に伴い実習への付き添い(ジョブコーチ的役割)も多くなっています。また、職場の人からいじめを受け続けていると本人の後見人から相談があり、ハローワーク職員と連携して職場訪問等をしたり、長期欠勤を繰り返す利用者に対する支援を就業・生活支援センターや企業側と連携して行いました。

第7の「障害や病気の理解に関する支援」については、聴覚障害の人に対する医療機関の受診、入院の際の同行及び通訳の支援、店舗、商業施設等建物建設について障害者のためのバリアフリーに関する相談、障害故の災害に於ける防災対策についての相談、本人の自傷行為やこだわりについての相談や発達障害のある人に対して障害の受容に関する支援等です。

第9の「家計・経済に関する支援」においては、金銭管理についての継続支援は引き続きあり、支援センターが金銭管理の支援をしている人も多くいます。成年後見人との日々の生活費に関する調整等も行いました。また、借金を抱えている人に対しての借金の返済やお金の使い方、マンションの管理費、携帯電話代金延納の裁判所からの通知書についての対応、当事者やその知的障害のある母親の借金の返済について支援しました。

第11の「保育・教育に関する支援」は、不登校になった児童に関する支援を支援学校と連携して行ったり、障害のある大学生の大学生活に関する支援、留守家庭児童会や夏休みの過ごし方等についての相談が多くありました。

相談支援センターでは、限られた人材の中で支援を行っており、各支援センターの課題も多くありますが、以上のように地域で暮らす障害者の多種多様な課題を本人が解決できるように支援しています。また、支援内容として他機関につなぐことの必要性が高いことからその連携の充実に努めています。

相談支援センターにおいて支援の多いもののひとつとして一人暮らしへの支援があります。特に精神障害者については、病院や施設への訪問など多数行い、地域移行を積極的に進めています。相談支援センターが支援している一人暮らしの人は、128人で、精神障害のある人が最も多く86人、知的障害者16人、身体障害者13人、重複障害者11人、手帳不所持者2人となっており、今後も地域移行を進めるという観点からそれに向けての支援が重要と考えています。一人暮らしに限らず、地域で暮らす人たちへの支援は、今まで述べて来

ましたように、住居探しから様々な手続きの説明や代行、同行、金銭管理、健康管理、制度利用の支援、生活技術について支援等、どれをとっても欠かせない大切な支援です。この4月以降の障害者自立支援法改正の一つに、相談支援の充実として、相談支援体制の強化や支給決定プロセスの見直しが行われることとなりましたが、現在の支援センターの活動を素地として枚方にあった仕組みを考える必要があります。また、支援センターとして、職員の質の向上を図ると共に、より多くの方々に相談支援センターを知ってもらい、誰でもが気軽に立ち寄れる居場所や相談場所となるように、啓発活動もより積極的に行っていきたいと思います。

会 長：ありがとうございました。平成23年度6相談支援事業報告につきまして、なにかご質問はございませんか。

会 長：実績が積み上がってきたと感じます。症例が積み上がっていきますと、一般的な相談も質の高い相談や支援につながっていくように思います。ご意見、ご質問はございませんか。

D委員：報告の中の数字ですが、重度心身障害者の相談件数は少ないと思われます。それは、訪問ではなくて、当事者のご家族が相談に出向かなくてはならないところが壁になっていると思います。区分認定調査などで話を伺っていると、言葉の端々に、相談に行かなくても家に来てもらえたらというご家族の思いを感じます。電話もありますが、実際に顔を見て気軽に相談できるシステムがあれば、もっと重度心身障害の方やご家族の相談希望が出てくると思います。それと、私たち事業所が相談したい時があります。ケースも含めてスーパーバイザーのようなものが欲しいと思うことがあって、それは障害別にそれぞれありますので、相談支援センターの中で対応できるシステムを考えてもらえると、事業所側の相談から利用者の相談にもつながるのではないかと思います。よろしくお願いします。

会 長：H委員、いかがでしょうか。ご要望ですが。

H委員：ご要望を受けとめていきたいと思います。訪問は644件で、全体からみて、まだまだ少ないと思いますが、日々訪問に出ることはやっています。重度心身障害の方々の相談が少ないことは事実ですので、相談に来てもらったらということではなく、いつでもこちらが出かけていくような体制を課題としてやっていきたいと思います。事業所等について、なかなか啓発できていない状

況もありますので、どうしたら相談しやすい環境ができるのか、相談支援センターで話し合っていきたいと思います。

会 長：D委員、よろしいでしょうか。他にご質問やご意見はございませんか。

会 長：では、次の案件「(5) 障害福祉施策の動向について」に移らせていただきます。事務局からお願いします。

事務局：資料6、また、参考資料として1と2がございます。資料6の「障害者自立支援法及び児童福祉法改正等に伴う障害福祉施策の変更について」をご覧ください。平成22年の12月に自立支援法の改正ということで、大変に長い名前ですが、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」で、略して整備法と言っておりますが、この法律の改正を受けまして、平成24年の4月から障害福祉のサービスが一部変わりますので、変更部分についてご説明いたします。

まず(1)利用者負担の見直しがあります。利用者負担については応能負担を原則とすること、障害福祉サービスの補装具をご利用いただいた場合に、その負担上限額を他のサービスと合算して利用者の方の負担を軽減するという制度になっています。この制度の仕組みとしては参考資料1の体系図をご覧ください。図の中央に(1)「利用者負担の見直し」を矢印で説明しております。右下に補装具の囲みがありますが、それと、例えば介護給付のホームヘルプ等を同月に使った場合は、ひとつの上限負担額でいいというようになります。今までは補装具は補装具の上限額で、介護給付は介護給付の上限額をそれぞれ払っていたのが、今後はひとつの上限額に合算されるということになります。

次に(2)障害者の範囲の見直しがあります。障害者手帳に該当しなかった発達障害の方もサービスの対象として含まれることになりました。その改正を受けまして、4月以降は地域生活支援事業の移動支援事業や日中一時支援事業の対象となります。

次に、精神の地域支援ネットワーク会議でも話題になったかと思いますが、(3)相談支援の充実が謳われています。相談支援における地域移行支援・地域定着支援を個別給付化するとともに、支給決定プロセスを見直して、サービス等利用計画作成の対象者の範囲を拡大するという内容になっています。障害者相談支援事業では、支給決定時のサービス利用計画の作成や、その後のモニタリングのほか、精神病院からの退院、入所施設からの地域移行に対して相談

支援を行っていくといった内容になっています。あと、これは、障害者自立支援法ではなく児童福祉法の中にあるのですが、障害児相談支援事業では、障害児通所支援のサービスの利用についてもサービス利用計画の作成が必要となっています。こうしたサービス利用計画の作成は、平成24年の4月以降から3年間かけまして、全福祉サービスの利用者に対して決定していくことが国から示されています。

次に（4）障害児支援の強化が謳われています。障害児通所支援の再編ということですが、これまで、障害児の通所に関する実施主体は都道府県だったのですが、市町村に変わっています。詳しくは、参考資料2をご覧ください。資料の上の方に、サービス体系の再編イメージを書いています。児童デイサービスから重症心身障害児施設まで、通所サービスから入所サービスまでがありますが、児童福祉法に関する体系の再編成ということで、4月以降は、市町村による障害児通所支援と、都道府県が引き続き実施する障害児入所支援という、大きなふたつの括りに再編されております。再編後のサービスの概要は、同じく参考資料2の下に、通所支援と入所支援として、それぞれサービスの種類と内容を記載しておりますのでご参照下さい。この再編に伴いまして、児童福祉施設に入所されています18歳以上の方につきましては、4月以降は、自立支援法に基づくサービスを提供していくことになっております。提供するサービスのメニューとしては、療養介護、生活介護、施設入所支援、それから措置で入っておられる方もおられますので、そのような方には障害者措置で支援を行っていくといった内容になっております。

次に（5）地域生活のための支援の充実ですが、成年後見制度の利用ということで地域生活支援事業の必須メニューとして、成年後見制度利用支援事業を4月から実施する予定です。これは市長申立です。成年後見を申し立てる親族等がおられない方について、市長が替わって申し立てるもので、申立に関わる経費等をまかなえない方について、市が一部助成する制度になっています。

次に（6）障害者虐待防止のための体制整備です。障害者虐待防止法の関係になりますが、平成24年10月から障害者虐待防止法の実施ということで、障害福祉室に「障害者虐待防止センター」を設置して、障害者虐待の通報窓口、相談等をおこなっていく予定になっています。以上が、4月以降の大きな変更点になっています。

会 長：ありがとうございました。いろいろと大きな変更点もあるようですが、なにかご質問はございますか。

F委員：教えていただきたいのですが、ソーシャルワーカーがいつも悩んでいるところ

なのですが、入院患者さんで、初めて障害者施策を利用される方が、結構うちの病院ではもれてしまうということがあります。この4月以降、身障手帳の決定が降りるまでの時間、半年経たないと申請できないのかどうか教えていただきたいのですが。

会 長：では、事務局からお願いいたします。

事務局：身障手帳は、現状では大阪府が発行することになっています。基本的には症状が固定してからというのが原則になっており、その方によって違いますが、6ヶ月以上、病状の経過を見させていただくことになっています。手帳が発行されましたら、自立支援法上のサービスの利用が可能になってきます。あとはご相談いただいて、程度区分の聞き取りをさせていただいてからサービスの提供になります。この4月以降は、サービスを提供させていただく前に、サービスの利用計画を立ててもらって、それを参考に介護プランを組んだり、支給決定をしていくといった流れになっています。

会 長：ひとつだけ質問ですが、手帳があつて、それから自立支援法上のサービスが受けられるといったご説明だったと思いますが、自立支援法のサービスは、手帳の有無に関係なくサービスを受けられるのではなかったでしょうか。障害程度区分の認定を受け、支給決定があった段階でサービスの利用が可能になり、手帳のあるなしは関係ないというように理解したのですが。

事務局：身体障害のことでしょうか。

会 長：身体障害、知的障害、精神障害という区分が自立支援法はないのではないのでしょうか。だから手帳があるかないかは関係ないというように私は思っているのですが、間違いでしょうか。

事務局：身体障害者については手帳が必須のままだと思うのですが。知的障害や精神障害の方の場合は、医師の診断書で可能だと思っております。

会 長：すみません。私の認識不足で申し訳ございませんでした。他に、なにかご意見はございませんか。

事務局：いまのお話に一点だけ追加させていただきます。これまで身障手帳の発行事務は都道府県になっておりましたが、大阪府から権限委譲され、平成24年10

月から枚方市になります。進達の期間ですとかが短縮されることになると思います。

会 長：私の認識違いもあって申し訳ございませんでした。他に、なにかご意見、ご質問はありませんでしょうか。

会 長：終了時間も近くなってきましたが、今まで出ました意見につきまして、特に追加の意見はございませんか。

会 長：それでは、これで意見交換会を終了させていただきたいと思います。本日出ました意見については、事務局、それから各相談支援事業所、ネットワークの機関で検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。事務局から最後にご提案、ご報告がありましたらお願いいたします。

事務局：特に、ございません。

会 長：では、長時間になりましたが、これで自立支援協議会を終了したいと思います。どうも、ありがとうございました。

(1 6 : 0 0 閉会)